

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】北浦貴士

【所属】(助成決定時)東京大学大学院経済学研究科博士課程

【研究題目】戦前期日本の株式会社制度と法的規制－国際比較の観点から監査制度を中心に－

【研究の目的】

株式会社の成長や資本市場の形成に対して、法的規制の設計及び運用は一定の影響を与える。本研究では、戦前期の日本において、株式会社制度の設計及び運用が株式会社や資本市場へどのような役割を果たしていたのかを改めて問い直す。上記の問題関心に基づいた近年の研究は、株式会社に関する諸制度や規制が、戦前日本において株式会社の発展を促した要因であったことを論じている。このような先行研究を踏まえて、戦前期日本における監査制度が資本市場に発展に与えた影響を中心に考察を加える。戦前期日本においては、監査役が株式会社の常設監査機関として設置され、臨時的な機関として検査役を設けることが 1899 年現行商法施行によって認められた。このような監督制度は、ドイツ法を模倣して導入され、会計士監査を中心としたイギリス式の監査制度とは異なるものであった。本研究では、監査役の属性を大量観察によって分析するとともに、監査役の権限行使状況を新聞、雑誌記事等の二次文献を用いて検討する。

【研究の内容・方法】

本研究では、まず戦前期日本における監査役の属性を、東京府の株式会社を事例に明らかにするために、監査役に関するデータベースを作成する。ここでの作業の具体的な検討課題は次の2つである。1つは、払込資本金額や株主総数の多寡に応じて監査役の属性に違いが生じるのかという点である。もう1つは、時期によって監査役の属性に違いが生じるのかという点である。

分析対象時期は、第一次大戦期であり、企業が大きく勃興した 1917 年、反動恐慌を経た戦間期に当たる 1925 年を代表年とする。分析対象となる監査役の属性は、監査役の 1 社当たり人数、持株割合、取締役・監査役就任会社数、経理経験者の登用割合、常任監査役の採用割合である。監査役の属性分析に際して、商業興信所『全国諸会社役員録』の各年度版、人事興信所『人事興信録』、澁谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主集成』に収められたダイヤモンド社編「全国株主要覧」(大正六年版)、経済之日本社編「全国株主年鑑」(大正十四年)である。

その上で、監査役という法規制が、求められていた役割と果たした機能及びその限界について、1911 年の商法改正や 1920 年前後の会計士法立法運動及び 1927 年計理士法制定の中での議論を通じて考察する。『読売新聞』、『法律新聞』、『東京経済雑誌』、『東洋経済新報』、『中外商業新報』、『ダイヤモンド』、『エコノミスト』、『大審院民事判決録』に代表される判例から監査役の権限行使状況を明らかにする。また、東京大学出版会『帝国議会衆議院委員会議録』を用いて、第一次世界大戦を経る中で、債権者保護から投資家保護へ規制目的が変化していく当時の資本市場の発展状況において監査役に求められた役割の変化を検討する。最後に、松本条治、上田貞次郎等法律学者や会計学者の論説を分析することにより監査役の機能の問題点を考察する。

【結論・考察】

まず、東京府における株式会社 1,056 社(1917 年)及び 2,725 社(1925 年)の監査役の属性を分析した。分析に当たっては、全社及び払込資本金額上位 100 社(以下、上位)を対象とした。その結果、1 社当たりの監査役の人数につ

いては、1917 年と 1925 年で大きな変化が見られなかった。次に、監査役がその会社の所有株式数が発行済株式総数に占める割合については、1917 年から 1925 年にかけて持株割合は低下した。監査役の他の株式会社の取締役及び監査役の兼任割合については、1925 年の上位において、10 社以上兼任している監査役の割合が、1917 年の上位と比べて上昇していた。経理経験者の登用割合及び常任監査役の採用割合については、1925 年の方が 1917 年に比べて上昇していた。

また文献史料から、監査役が自社の監査を実施するに際して、会計専門家を利用するケースも確認された。さらに監査役以外にも、例えば外国社債引受機関や国内金融機関が外部の会計専門家を利用していた事例を考察した。